

子ども・子育て支援制度における小規模保育事業に係るFAQ

このFAQは、令和5年(2023年)7月時点での情報を基に作成しています。今後、国等による法令改正や、通知等の発出があった場合、内容が変更になる可能性がありますので、御留意ください。

令和5年(2023年)7月 子ども施策推進課作成

No	区分	質問内容	回答内容
1	募集	応募スケジュールが示されているが、このスケジュール以外に申請することは可能か。	改修費補助金を活用する場合であっても、自主整備の場合であっても、今回の募集に応募していただく必要があります。ただし、今回の募集の状況次第では、別途募集を行う可能性があります。
2	募集	事業者の乳幼児保育に関する運営実績は必要か。	今回の募集では、令和5年(2023年)4月1日時点で保育所等の運営を3年以上行っている者を対象としています。対象となる保育所等については、募集要項1ページ「2 募集内容及び概要」をご確認ください。また、運営実績については、審査において評価に反映させます。
3	募集	運営実績は、個人事業主での運営期間は含まれるか。	今回は、法人としての運営実績を対象とします。なお、法人格の変更や分社化等に伴う運営法人の変更については、実態に応じ別途協議させていただきます。
4	募集	事前協議に必要な書類はあるか。	事前協議において必要な書類は特に定めておりませんが、事業所開設予定場所を示した地図、図面案等をお持ちいただくと、具体的な内容にて協議を行うことが可能です。
5	募集	1事業者につき応募できる事業所数の制限はあるか。	1事業者につき応募できる事業所数は1事業所までとします。
6	募集	2次審査(ヒアリング審査)に進めない場合とは、どのような場合か。	以下に該当する場合は、2次審査(ヒアリング審査)に進めないことがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類が不足している。 ・小規模保育事業 提出書類チェックリスト(様式1-1)の「申込者チェック欄」に「<input checked="" type="checkbox"/>」又は「- (該当なし)」の記入がなく、チェック項目を申込者が確認しているか分からない。 ・1次審査(書類審査)において、評点が0点の項目がある。 書類提出の際は、提出書類チェックリストを用いて提出が必要な書類、記載が必要な事項等についてよく確認した上で、応募書類を提出してください。 なお、当該チェックリスト提出の際は、「チェック確認欄」がデータ上で全て「OK」となっていることを確認した上でプリントアウトし、応募書類に添付してください。
7	対象地域	対象地域は限定されているのか。	今回の募集では、対象地域は新越谷駅周辺となります。詳細については、募集要項14ページ「11 整備区域」をご確認ください。 また、事業実施予定者の選考に当たっては、利便性等を加味して審査を行います。

No	区分	質問内容	回答内容
8	事業所の立地	近隣の既存施設(保育所等)からの距離制限等はあるか。	近隣の既存施設(保育所等)からの距離制限はありません。 ただし、開設場所の選定に当たっては、事業者自身で、近隣の既存施設の状況や保育需要の把握、3歳児の受け入れ先等も含めて調査・検討したうえで、事業計画を策定し応募するようにしてください。
9	定員・対象児童	小規模保育事業は、0から2歳児までの事業とのことだが、3歳以上児を預かることはできないのか。	地域型保育給付の対象となるのは3歳未満の子です。 ただし、年度の途中に3歳になった子で、保護者が引き続き利用を希望する場合は、当該年度中は特例給付として地域型保育給付の対象とします。
10	定員・対象児童	年齢別定員を設ける必要があるか。	給付対象施設としての確認を受けるためには、最低限0歳児と1・2歳児に分ける必要があります。 また、越谷市では、原則、年齢別に定員を定めることを求めています。
11	定員・対象児童	年齢ごとの定員は、開設後に変更可能か。	年齢ごとの定員については、開設後に変更することもできますが、変更するためには、認可・確認変更手続きにより承認を受ける必要があります。 越谷市では、原則、年齢別に定員を定めることを求めており、年齢ごとの定員については、設備運営や保育内容等にも影響する部分ですので、十分に検討の上、事業計画を策定してください。 なお、利用状況や保育需要に応じ、設備基準等を遵守した上で、越谷市で利用調整を行う場合があります。
12	定員・対象児童	小規模保育事業の定員が埋まらない場合、空いている定員枠を活用し、一時預かりを行うことは可能か。	小規模保育事業の定員が埋まらない場合の定員枠を活用した一時預かりについては、現在認めておりません。
13	定員・対象児童	小規模保育事業の定員枠を活用するのではなく、区画や職員配置などを完全に区分することができれば、一時預かり事業を行うことは可能か。	区画や職員配置などを完全に区分することができれば、実施可能とする方向で検討しています。 ただし、予算措置が必要となるため、給付や補助の対象にはならず、自主事業として実施いただく可能性もあります。
14	設備	国や地方公共団体以外の者から物件を借りて事業を行う場合の「通算10年以上の賃貸借期間を確保できる見込みがあること」の確認は、口頭でも良いか。	口頭ではなく、書面による承諾書が必要になります。 国や地方公共団体以外から物件を借りて事業を行う場合、安定的な事業の継続が確保できるか確認する必要がありますが、賃貸借契約書において確認できない場合は、物件所有者等の意思が確認できる書面の提出が必要になります。 ※承諾書については別紙様式9を利用してください。
15	設備	建築物の築年数の制限はあるか。	築年数の制限はありません。 ただし、旧耐震基準による建築物(昭和56年6月1日より前に建築確認を受けたもの)の場合は、耐震診断報告書又は耐震改修工事実施済みを証する書類の提出が必要です。

No	区分	質問内容	回答内容
16	設備	検査済証がない場合は、どうすれば良いか。	「建築確認台帳記載証明」にて代替可能です。 詳しくは、建築住宅課へお問合せください。 ただし、検査済証の交付が確認できない場合は、建築士等による建築基準法及び関係法令に適合していることの証明を提出してください。(様式任意)
17	設備	近隣の公園を屋外遊戯場として使用する場合、地元自治会等との調整が必要か。	近隣の公園を屋外遊戯場として使用する場合には、近隣住民とのトラブルを避けるとともに、継続的な使用を確保するため、地元自治会や公園を管理する団体等との十分な調整が必要と考えられます。 なお、屋外遊戯場代替地（公園、広場、寺社境内等）に求められる条件は、以下のとおりです。 ①必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 ②事業者の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体または公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。 ただし、いわゆる「ふれあい公園」については、安定的かつ継続的な利用が確保されるとは認められないため、屋外遊戯場代替地として設定することはできません。
18	設備	設備基準以外に備えていなければならない設備等はあるか。	越谷市の基準には示されていませんが、事業を実施するうえで、大人用のトイレや更衣室、事務スペース等は業種を問わず設置が必要と考えられます。 また、個人情報を含む各種帳簿類を保管するための書庫や乳幼児の午睡のための寝具や保育用品等を収納する場所など、事業運営に必要なものがあります。 事業計画を策定する際は、その点も踏まえて、具体的な検討が必要と考えられます。
19	設備	事業採択後、応募時の図面から設備等の変更をしてもよいか。	設備面については、審査の対象となります。 特に、基準以上の設備を有する場合、当該設備に応じた配点をしていますので、原則、それを下回る設備変更は認められません。 ただし、保育の状況に応じた配置変更や保育の質の向上にかかる変更については、変更を認める場合がありますので、別途協議していただきます。

No	区分	質問内容	回答内容
20	設備	有効面積に含めることができる物、含めることができない物にはどのようなものがあるか。	越谷市では、以下の物を想定しています。 〔有効面積に含めることができる物の例〕 ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等で、床上から概ね140cm程度の空間を確保したもの ・ベビーベッド（乳幼児のために使用する場合に限る。） 〔有効面積に含めることができない物の例〕 ・ロッカーや棚、本棚等、常設のもの ・ピアノ等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの
21	給食提供	給食提供について、弁当持参は認められないのか。	小規模保育事業所においても、自園調理が原則です。また、連携施設、同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等の搬入施設以外からの外部搬入は認められません。
22	職員	事業所管理者予定者を未定又は暫定として応募することはできるか。	事業所管理者予定者を未定又は暫定として応募することはできません。 管理者については、当該事業所における保育計画等に携わっていただく必要があり、立案された保育の計画等についても審査対象となります。また、事業所の設置者だけでなく、事業所管理者予定者の方自身についてもヒアリング等を行い、審査の対象となります。 なお、管理者予定者が、 <u>保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園及び認可外保育施設での勤務経験がない場合は、評点が0点となり、2次審査の対象となりません</u> ので、ご注意ください。 また、事業実施予定者として選定後の変更は原則として認めないほか、事業所の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、 <u>原則、開所後3年間は認めません</u> 。 このため、応募に際しては、事業所開設後に管理者に就任し、少なくとも開所後3年間継続して事業所運営に携われる方を選任し、応募してください。ただし、応募時点で雇用契約を締結する必要はありません。
23	職員	職員配置基準上必要な職員については、全て常勤職員でなければならないか。	保育に従事する職員については、常勤職員での充足が原則ですが、一定の条件のもと、短時間勤務職員によることも可能です。 調理員、嘱託医は、非常勤で構いません。

No	区分	質問内容	回答内容
24	職員	小規模保育事業については、子どもの数が少数となる時間帯であっても、保育士等の保育に従事する者を常時複数配置する必要があるか。	<p>小規模保育事業（A型・B型）については、定員が19人以下の小規模な事業であることから、配置基準上、年齢別配置基準（0歳児3：1、1・2歳児6：1）に基づく必要保育者数に加えて1人を加配することが必要です。これにより、最低2人の保育者による体制が確保されます。</p> <p>ただし、開所時間の始期・終期の前後の時間帯等で児童がごく少数となる場合については、小規模保育事業は保育所と比べて職員数が少数であり、また、事業所の規模が小さいことなどから、国の基準上は、常時複数の保育者の配置までは求められていません。</p> <p>その場合でも、保育士1人となる時間帯を必要最小限とすることや、事故などの緊急的な対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められます。</p>
25	職員	保育に従事する職員について確保予定として応募することはできるか。	<p>事業実施予定者の応募に当たっては、保育に従事する職員全てを確保している必要はありませんので、確保予定として応募することは可能です。</p> <p>ただし、事業実施予定者の選考に当たっては、職員確保の状況を踏まえて審査を行います。</p> <p>なお、小規模保育事業所等については、保育標準時間に対応するため、月曜日から土曜日まで1日11時間の開所が求められる一方で、労働基準法等を遵守する必要があります。休憩や休暇も含めて運用できる配置計画を策定してください。</p> <p>※ 職員配置については、別紙資料も御覧ください。</p>
26	職員	小規模保育事業A型として認可を受けるにあたって、現在保育士資格を有していない職員を雇用している場合には、当該職員は退職させなければならないのか。	<p>保育士資格を有していない場合は、職員配置基準上必要となる保育士に参入することはできませんが、保育の補助者として、引き続き雇用することは可能です。</p> <p>例えば、職員配置基準上6人の保育士が必要となる場合に、その6人には無資格者を含めることはできませんが、保育士が6人配置されている場合には、補助者として別途配置することは可能です。</p> <p>なお、保健師、看護師又は准看護師の有資格者は、1人に限り、保育士として算入することができます。</p> <p>この保育士として算入することができる看護師等については、研修の受講は必須ではありません。ただし、当該者に乳幼児保育の経験がない場合、円滑な保育の運営のため、研修の受講や受講機会の確保等が望まれます。</p>
27	補助 (運営費)	運営費について、越谷市独自の上乗せ補助は、あるのか。	<p>運営費に対する補助については、現状では、越谷市独自の上乗せ補助はありません。</p> <p>改修費に対する補助については、令和6年(2024年)4月開設分の小規模保育事業については、改修費に係る補助があります。補助金を受けるためには、補助金を受ける主体として採択される必要があります。</p>

No	区分	質問内容	回答内容
28	補助 (改修費)	小規模保育事業所の改修等に 係る補助金の対象経費は何か。	小規模保育事業所の改修等に係る補助金については、小規模保育事業所を設置するために必要な改修等に要する経費のうち、次に掲げるものが対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 ・原材料費 ・需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料） ・役務費（通信運搬費、手数料） ・委託料 ・使用料及び賃借料（礼金を含み、敷金を除く。） ・備品購入費 詳細については、募集要項8ページ「6 小規模保育事業所の改修等に係る補助金について」をご確認ください。
29	休所日	休所日の制限はあるか。	原則、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律に定める休日）及び12月29日から1月3日までとなります。 土曜日閉所及びお盆等の事業所都合の休所日がある場合は、審査において評価に反映させます。
30	連携施設	今回の公募に応募するにあたり、連携施設の確保は必須か。	連携施設については、令和6年度(2024年度)までの経過措置がありますが、今回の公募では、連携施設の3要件(保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿)のうち、卒園後の受け皿については確保が必須となっております。
31	連携施設	連携施設設定に係る経費について、基準額はあるのか。	連携に際しては、連携契約の内容の各項目について、自園での体制を踏まえ連携が必要な項目を検討した上で、連携施設側と調整していただくこととなります。 経費の額についても、連携内容や児童の人数によって異なりますので、個別に連携施設とご協議ください。ただし、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されているため、連携施設によって提供されることとなっている全ての連携協力が確保されていない期間は、減算の対象となります。
32	連携施設	複数の施設と連携することは可能とのことだが、連携施設側が複数の小規模保育事業等と連携することは可能か。	連携施設側の運営に支障のない範囲であれば、可能です。
33	連携施設	他の小規模保育事業所を連携施設とすることは可能か。	連携施設の3要件のうち、「代替保育の提供」については、一定の要件下で、小規模保育事業所A型等と連携することができます。

No	区分	質問内容	回答内容
34	連携施設	認可外保育施設は、連携先として指定できるか。	連携施設は、原則、認定こども園、幼稚園、保育所となりますが、「代替保育の提供」及び「卒園後の受け皿」については、一定の条件のもと、認可外保育施設であっても、連携先となることができます。ただし、上述のとおり、一定の条件をクリアすることが必要であり、「卒園後の受け皿」については、越谷市内の認可外保育施設のうち当該条件を満たすと認められている施設はありません。
35	連携施設	公立保育所を連携施設とすることは可能か。	公立施設との連携については、公の施設の公平性の観点から、特定事業者の入所枠を優先的に確保することや代替保育の提供することは、困難です。卒園児の受入も含め、積極的に民間施設との連携確保に努めてください。
36	連携施設	市外の施設を連携施設とすることができるか。	連携施設として設定できる教育・保育施設は、連携内容の実効性を担保するため、原則として、越谷市内にある施設に限るものとしています。ただし、次に掲げる場合であって、越谷市外にある施設であっても連携が効果的に行われると判断できる場合は、この限りではありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育に係る相談・助言であって、日常的にその機会が確保できるとき。 ・代替保育の提供であって、連携施設から地域型保育事業所へ職員を派遣するとき。 ・地域型保育事業所等のある地域の過去の入園実績等を勘案して設定された幼稚園又は認定こども園（1号認定子どもに限る。）であって、かつ、その施設と連携について調整ができたとき。
37	認可外保育施設利用者への説明	現在運営中の認可外保育施設から応募する場合、認可外保育施設の利用者はどのような取扱いとなるのか。また、利用者にはどのような説明を行ったら良いか。	応募施設の利用児童のうち、令和5年(2023年)7月31日までに入室した方については、原則として、教育・保育給付認定の保育認定を受けられる場合に限り認可事業所移行後の令和6年(2024年)4月以降も利用を継続することができます。継続できないケースとしては以下のとおりです。 (継続できないケース) <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年(2024年)4月1日現在で、3歳以上である場合 ・令和5年(2023年)8月1日以降に入室した場合 ・越谷市の教育・保育給付認定の保育認定が受けられない場合(父母のいずれかが就労をしていない、越谷市内に居住していない等) ・令和5年(2023年)7月31日までに入室し、かつ教育・保育給付認定の保育認定が受けられるが、受入数が0歳児・1歳児で合わせて認可定員を超えてしまった場合 (例:定員が19人の場合は、20人目以降の入室者) 認可外保育施設から応募する際は、「 <u>認可事業所に移行した場合</u> 、上記の継続できないケースに該当す

			<u>るときは、令和 6 年(2024 年) 3 月末日までの利用 となる。」ことを施設側から利用者にしっかり説明 し、このことに関して、書面による同意を得てくだ さい。</u>
--	--	--	---